

令和4年度 宇美町教育振興基本計画

令和4年3月策定



宇美町教育委員会

～ 教育振興基本計画の策定について ～

(1) 策定の趣旨

宇美町教育委員会では教育分野の基本計画の指針として、教育基本法第17条第2項に基づく「宇美町教育の基本指針」を定め、毎年度、当該指針に基づく具体的な数値目標を示した「宇美町教育施策要綱」を策定して、さまざまな取組を展開してきました。

そうした中、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、総合教育会議（首長と教育委員会で構成）において、地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本の方針を首長が定める「教育大綱」の策定が同法第1条の3で義務付けられました。

これにより、宇美町においては、平成27年12月に「宇美町教育大綱」を策定したことに伴い、宇美町教育委員会では、平成28年度から従来の「宇美町教育施策要綱」を改め、宇美町教育大綱に連動する「宇美町教育振興基本計画」を策定して、本町教育委員会が目指す教育の姿と施策の展開の方向性を示します。

なお、令和2年1月に宇美町役場の行政組織機構改革の実施により、従来の子育て支援課が「こどもみらい課」と改称し、教育委員会に編入されました。こどもみらい課は「うみっ子未来プラン」に基づき、子ども・子育て支援の充実を推進しており、学校教育課、社会教育課、こどもみらい課の連携協力を深め、施策の実現を図ります。

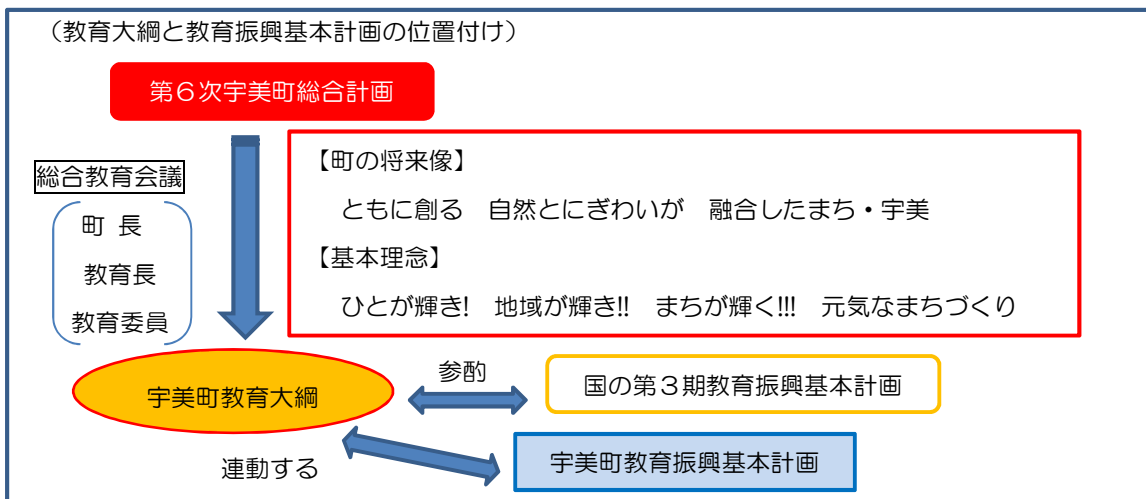
(2) 教育振興基本計画の位置付け

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定するものです。

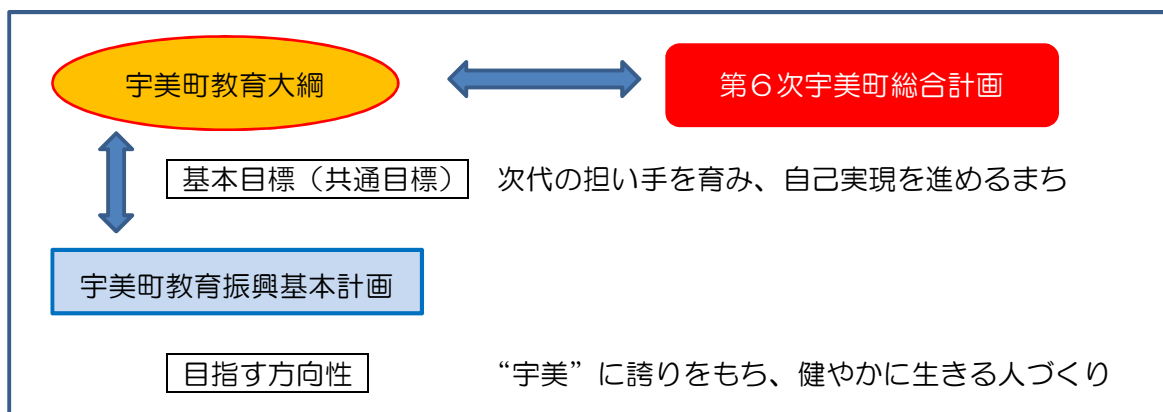
国では、平成25年6月に同法第17条第1項に基づき、我が国の今後の教育施策の方向性を示す「第2期教育振興基本計画（平成25年度～平成29年度）」が策定され、その後、「第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）」に移行しています。

また、宇美町では、平成27年3月に、「ともに創る自然とにぎわいが融合したまち・宇美」を町の将来像として、平成27年度から8年間の目指すべき姿とこれを実現するための施策の方向性を示す「第6次宇美町総合計画」を策定しました。

「宇美町教育大綱」は、第6次宇美町総合計画を基に策定された本町の教育行政を推進するための基本方針であり、大綱に連動する教育振興基本計画は、大綱に定める基本施策をより具体化する計画として位置づけます。



第6次宇美町総合計画に掲げる8つの基本目標（政策の大綱）のうち、教育分野に関する基本目標を宇美町教育大綱における共通の基本目標とし、本計画の推進により、“宇美”に誇りを持ち、健やかに生きる人づくりに邁進します。



(3) 教育振興基本計画の期間

教育振興基本計画の期間は、「宇美町教育大綱」と連動することを基本とします。宇美町教育大綱は、平成31年度から、第6次宇美町総合計画後期実践計画に移行することに伴い、平成31年3月に改訂されました。よって、この教育振興基本計画は、大綱の計画期間である平成31（令和元）年度から令和4年度までの4年間とし、期間中、社会情勢等の変化を踏まえて、見直し等を行い、毎年度策定するものとします。

年度	平 27	平 28	平 29	平 30	平 31 (令和)	令 2	令 3	令 4
第 6 次宇美町総合計画	第 6 次宇美町総合計画〔H27～R4〕 【上位計画】							
	前期実践計画 〔H27～H30 の 4 年間〕				後期実践計画 〔H31（R元）～R4 の 4 年間〕			
宇美町教育大綱	宇美町教育大綱 〔H27～H30 の 4 年間〕				宇美町教育大綱 〔H31（R元）～R4 の 4 年間〕			
宇美町教育振興基本計画	宇美町教育振興基本計画 〔 毎年度策定 〕				宇美町教育振興基本計画 〔 毎年度策定 〕			

(4) 教育振興基本計画の進行管理と評価

教育振興基本計画の基本目標に基づいて実施する基本施策については、その実現に向けた指標を設定し、定期的な点検とその結果の評価による進行管理を毎年度行います。

なお、毎年度の点検・評価については、翌年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検・評価報告書を策定し、ホームページ等を活用して公表します。

また、指標を達成できなかった施策、指標の見直し等が必要な施策について次年度の計画に反映させ、宇美町の教育施策の更なる充実に努めます。



宇美町教育の基本指針

宇美町は、「ひとが輝き! 地域が輝き!! まちが輝く!!! 元気なまちづくり」を基本理念に掲げた第6次総合計画に則り、各施策を進めていきます。

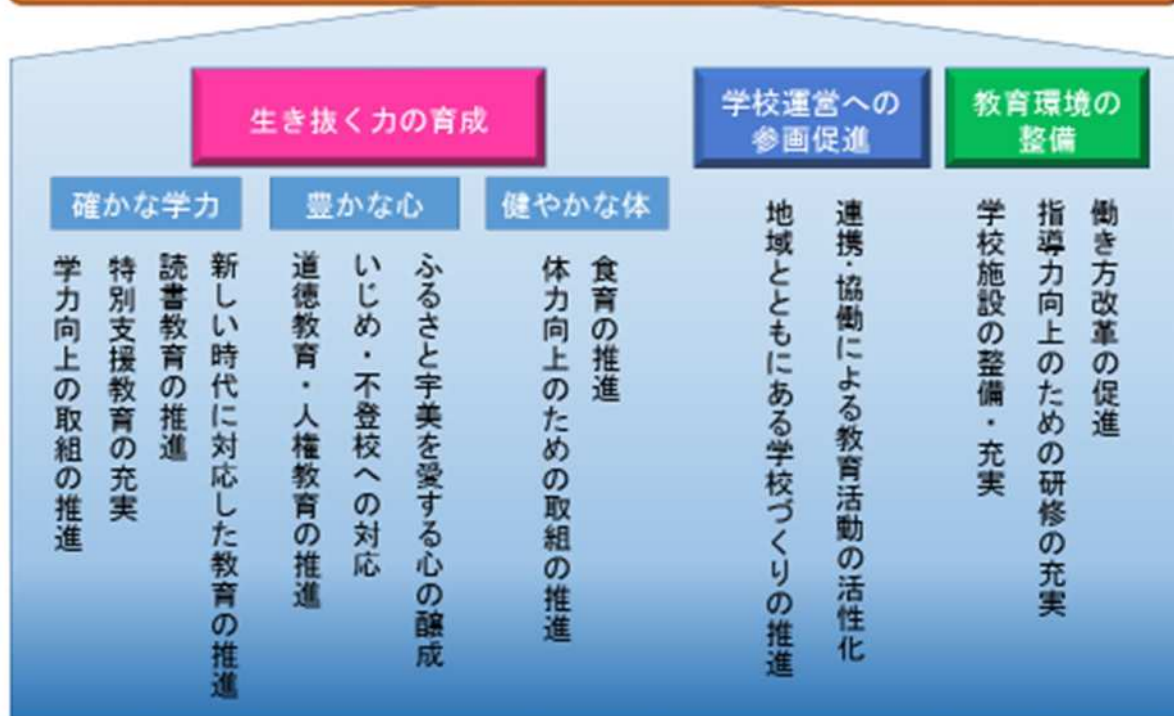
その方策として、まずは「ひとが輝く」ことを目指して、町民一人一人が自己実現に向けて学び続け、学んだ成果を地域やまちづくりに生かし、豊かな人間関係の中で自己をつくり出していけるよう、生涯学習を支援していきます。また、「地域が輝く」ことを目指して、町民一人一人の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指すため、町民と行政による共働のまちづくりを推進していきます。さらには、「まちが輝く」ことを目指して、町民一人一人が、豊かな自然、歴史的・文化的資源を最大限に活用し、にぎわいと活気を生み出すとともに、「住みたい・住んでよかった」と実感できるまちづくりを推進していきます。

このような基本理念の達成に向けて、学校教育においては、基礎的基本的な学力や自ら学び考える力などの「確かな学力」、他を思いやる心や郷土を愛する心などの「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」などの“知、徳、体”を包括する「生き抜く力」の育成、社会教育においては、全ての町民が生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を地域に生かせる施策を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取組を基本目標に掲げていきます。

宇美町教育委員会は、このような基本理念や基本目標に基づきながら、また、小中連携教育の推進と地域とともにある学校づくりを主要な手立てとしながら、学校教育では「志をもって学び、心豊かでたくましい子どもの育成」、社会教育では「自己の目標や理想の実現に向けて学び続ける輝く人づくり」、こどもみらい課では「みんな宇美の子・地域の子、いきいき育つ未来の子、宇美はみんなが育つ町」、ひいては、「“宇美”に誇りを持ち、健やかに生きる人づくり」に邁進していく所存です。

宇美の子どもを育む学校教育の推進

志をもって学び、心豊かでたくましい宇美の子ども



I 生き抜く力の育成

(1) 確かな学力の育成

施策1
学力向上の取組の推進

具体的方策

- 学力向上検証サイクルの確立
各学校において、学力向上プランを活用した検証改善サイクルを確立し、各種学力調査の問題分析・結果分析を行いながら、学校の特色・実態に応じて学力向上の取組を推進します。そのため、学力向上推進担当者研修会を計画的に実施し、各学校の学力向上に関する取組について情報共有を行います。
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
学習指導要領の改訂を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進し、子どもの資質・能力を育成します。
- 学力層に応じた指導の推進
学力向上支援員を配置し、意図的・計画的な少人数指導・習熟度別学習・TT指導によって、児童生徒の学力向上を目指します。

○ 小中連携教育の推進

小中学校9年間を通して身に付けさせたい資質・能力を育成するための指導方法及び学び方等について研究する全員研修会を実施し、その成果を実践に生かしながら小中連携教育を推進します。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
学力向上推進担当者研修会の実施（年4回）	学校教育課	標準学力調査（小学校）、標準学力分析 検査（中学校）における同一集団による 経年比較 前年度比アップ
学力向上プランを活用した検証改善サイクルに基づく校内研修の実施（年3回以上）	各学校	
全員研修会の実施（年2回）	学校教育課	

施策2

特別支援教育の充実

具体的方策

○ 特別支援教育に関する研修の実施

特別支援教育担当者等研修会を実施し、各学校において特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育の推進を図るとともに、授業研修を通して専門性の向上を図ります。

○ 特別支援教育支援員の配置

各学校に特別支援教育支援員を配置し、児童生徒への個別の支援の充実を図ります。

○ 関係諸機関との連携と就学支援

特別な教育的支援を必要とする子どもについて保護者や関係諸機関と連携し、個に応じたよりきめ細やかな指導を行います。また、組織的・計画的に就学支援を行います。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
特別支援教育担当者等研修会の実施（年4回）	学校教育課	個別の教育支援計画・個別の指導 計画の作成・活用 100%
特別支援教育支援員の配置（全学校）	学校教育課	
教育支援委員会の計画的な実施（各学校ごと）	学校教育課	
就学前保護者向け就学学習会の実施（年2回）	学校教育課	
校内特別支援教育委員会の計画的な実施（年10回以上）	各学校	

施策3

読書教育の推進

具体的方策

○ 図書館を使った調べる学習コンクールの実施

「学校司書・司書教諭合同研修会」を開催し、学校図書館と町立図書館との連携を深めるとともに、「宇美町図書館を使った調べる学習コンクール」を実施することで、情報を理解したり、文章で表現したりする力や問題発見・解決能力等を育成します。

○ 読書に親しむ時間の設定

本に親しむことができるように、教育活動の中に、読み聞かせ活動や読書週間、「読書タイム」等を積極的に取り入れるとともに、家庭へ啓発しながら読書習慣の定着を図ります。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
学校司書・司書教諭合同研修会の実施（年3回）	学校教育課	調べる学習コンクール 提出率（中学3年除く） 全児童生徒の90%
教育課程に位置付けた調べる学習の実施 （全学校：中学3年は任意）	各学校	
読書に親しむ時間の設定（全学校）	各学校	平均読書冊数の前年度 比増加

施策4

新しい時代に対応した教育の推進

具体的方策

○ 外国語教育の推進

グローバル化が急速に進展する社会において必要な外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るために、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた小学校外国語活動及び外国語科、中学校外国語科の学習指導の充実を推進します

○ ICTを活用した学習活動の充実

ICTを活用した学習活動の充実により、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された資質・能力の育成を推進します。

○ キャリア教育の推進

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育を推進するために、各学校でキャリア・パスポートを作成・活用します。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
小学校教職員及び中学校英語担当対象 研修会の実施	学校教育課	福岡県中学生英検ⅠBAテスト平均スコア前年度比ア ップ
ICT活用推進担当者研修会の実施 （年3回）	学校教育課	一人一台端末を活用した学習活動に取り組んだことが ある児童生徒 100%
ICT活用に係る校内研の実施（年1 回以上）	各学校	
キャリア・パスポートの作成	各学校	年度末に全児童生徒が次年度に引き継ぐキャリア・パ スポートを持っている。

(2) 豊かな心の育成

施策5

道徳教育・人権教育の推進

具体的方策

○ 道徳教育の推進

道徳教育を特別の教科である道徳を要として、教育活動全体で行い、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。また、宇美町立小中学校がめざす子どもの姿「う・み・し・ぐ・さ（傾聴・黙働・挨拶・立腰・奉仕）」等をもとに、自尊感情や規範意識の高揚を目指します。

○ 人権教育の推進

新しい生活様式の中で、人権が尊重される学校づくりを推進し、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成することによって、自他を大切に子どもを育てます。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
道徳科に関する校内研の実施（年1回以上）	各学校	保護者や地域を対象とした道徳科公開授業の実施 または通信等による授業実践の発信
人権教育教材「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」の計画的実施	各学校	質問紙「自分には、よいところがあると思いますか」 小学校 80% 中学校 75%

施策6

いじめ・不登校への対応

具体的方策

○ いじめの未然防止・早期発見・早期対応

「いじめに関するアンケート調査」や「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」及び教育相談を計画的に実施して実態を把握し、いじめを積極的に認知して、早期発見・早期対応に努めます。また、生徒指導担当者研修会を実施し、各学校において子どもたちが楽しく学校生活を送るための適切な対応が行われるよう支援します。

○ 不登校の未然防止・早期対応・継続的な支援

不登校の未然防止、不登校兆候を示す児童生徒の早期発見・早期対応、不登校児童生徒へのきめ細やかで継続的な支援を組織的・計画的に行います。また、適応指導教室（くすのき教室）、教育相談室、SSW（スクールソーシャルワーカー）及び各学校との連携を強めるとともに、様々な悩みに対応する教育相談・支援体制の充実を図ります。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
児童生徒へのアンケート、教育相談の実施（毎月）	各学校	認知したいじめへの早期対応 100%
適応指導教室指導員・SSW・教育相談員の配置	学校教育課	マンツーマン対応 100%
各学校における各種研究会での関係諸機関職員活用回数（年2回以上）	各学校	

施策7

ふるさと宇美を愛する心の醸成

具体的方策

- 地域の教育文化財を活用した教育活動を推進するための職員研修や、郷土教育の推進のための人材及び副読本「わたしたちの宇美」の活用や町制100周年を機とした学習活動によって、郷土“宇美”の歴史、文化、自然を知り、それらに親しみ、愛情を深め、ひいては郷土に進んで貢献しようとする子どもを育成します。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
町内新規赴任者対象の文化財研修の実施（年1回）	学校教育課	R4質問紙「今住んでいる地域の行事に参加していますか」に肯定的回答をした児童生徒が全国より高い学校 100%
副読本「わたしたちの宇美」の活用100%	各小学校	

(3) 健やかな体の育成

施策8

体力向上のための取組の推進

具体的方策

- 体力向上プランを充実させ、児童生徒の「運動に対する意識」及び「運動習慣」に関する実態に応じた体力づくり一校一取組を推進します。また、体育の授業をはじめとして健康教育に係る教科・領域の授業改善を推進するとともに、積極的に運動に取り組む子どもを育てるための運動機会の充実を図ります。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
1校1取組の実施	各学校	各学校が体力向上プランで設定する成果指標の達成

施策9

健康教育の推進

具体的方策

- 望ましい生活習慣の定着に向けた取組の推進
学級活動における心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成、体育科の保健領域や保健・体育科の保健分野における心や体の健康に関する指導、がんや感染症等に係る教育を通じて、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質・能力を育成します。
- 食育の推進
学校における食育の推進のため、各教科や領域の学習時間を通じて、食に関する取組を進めます。また、学校給食運営検討委員会を実施するとともに、各学校において「弁当の日」を実施して、学校と家庭が連携した食育を実践し、食育の充実を図ります。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
学校給食運営検討委員会の実施（年 17 回）	学校教育課	質問紙「朝食を毎日食べている」肯定的回答
弁当の日の実施（年 3 回）	各学校	小学校 94%、中学校 91.5%

2 学校運営への参画促進

施策 10 地域とともにある学校づくりの推進

具体的方策

- 町民の教育に対する関心と理解を深めるとともに次世代を担う子どもの育成を期して制定した「宇美町教育の日」の趣旨に沿った取組を実施するとともに、学校は主に学力の向上を、家庭は主に基本的な生活習慣や働く力の育成を、地域は主に人間関係力の育成に力を注ぎ、互いの役割と責任を果たすことができるよう、相互の連携及び協働の推進に努めます。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
学校教育推進協議会の実施（年 2 回）	学校教育課	R4 質問紙「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか」に肯定的回答をした児童生徒が全国より高い学校 100%
CS に関する教務担当主幹教諭研修会の実施	学校教育課	
保護者同席の規範意識育成学習会の実施（年 1 回以上）	各学校	

* CS……コミュニティスクール

施策 11 連携・協働による教育活動の活性化

具体的方策

- 学校運営協議会を生かして、学校の特色化や活性化を推進します。また、校区コミュニティとの連携を深め、教育活動の充実を図ります。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
学校運営協議会の実施（年 3 回以上）	各学校	学校と地域が連携・協働して行う教育活動の計画・実施：全学校で年 3 回以上
学校運営協議会への参画（各学校 1 名）	学校教育課	
連携・協働による取組の発信（年 3 回以上）	各学校	

3 教育環境の整備

施策12

学校施設の整備・充実

具体的方策

- 計画的な施設改修
教育委員会と学校とが「学校施設評価」を行うとともに、宇美町立小中学校長寿命化計画に沿って、安全性を確保し、必要な改修を計画的にすすめます。
- 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICT環境整備
情報活用能力の育成や学ぶ意欲の向上、学習理解の定着のために、授業や家庭学習等で有効に活用できるICT環境の整備をすすめます。

指標

取組指標	取組の主体	成果指標
学校施設評価の実施（年1回）	学校教育課	施設の不備による児童生徒の事故ゼロ
長寿命化計画（個別施設計画）に沿った改修	学校教育課	
学校安全点検の実施（毎月）	各学校	
ICT環境整備・管理（一人一台端末・Wifi整備）	学校教育課	一人一台端末を児童生徒が活用する授業をした教職員100%

施策13

指導力向上のための研修の充実

具体的方策

- 学校間及び関係諸機関との連携の推進
学校間連携を推進して、人材育成を推進するとともに、教職員としての識見を広げる研修の充実を図ります。また、福岡教育大学や福岡教育事務所など、専門性の高い講師を招聘することで、教職員としての実践的指導力を高め、各学校の課題に応じ、児童生徒の実態に応じた学校力の向上を目指します。
- ニーズに応じた個別研修の実施
より一層の指導力向上が期待される教職員に対して、授業参観や論文指導等を通して個別の教職員のニーズや課題に応じた研修を推進し、人材育成やその取組の推進のための各学校の体制づくりを支援します。
- 不祥事防止の研修の実施
教員の服務義務を確実に果たすために、不祥事防止に関する研修を推進します。
- 各学校の校内研修等への支援
各学校で実施している学力向上や児童生徒理解に関する校内研修及び会議等への支援を行います。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
町内の教職員を招聘して行う校内研の実施（年 2 回以上）	各学校	校外で指導をした教職員：各学校 2 名以上
個別スキルアップ研修及び論文個別指導の実施（年間 16 回以上）	学校教育課	
新規採用者・臨時的任用職員対象の研修会実施（年 2 回）	学校教育課	不祥事ゼロ
不祥事防止に関する研修会や啓発の場の設定（月 1 回以上）	各学校	

施策 1 4
働き方改革の推進

具体的方策

- 「宇美町教職員の働き方改革取組指針」に沿って、教職員の勤務実態を把握し、管理職による指導・改善を推進するとともに、ノー部活デイや学校閉庁日、定時退校日を確実に実施します。また、教職員の長時間勤務是正に向けて各学校が活用することができるよう、ICTによる校務の効率化、勤務時間外の電話対応等の負担軽減のための自動音声によるメッセージ対応等の環境の整備及び運用の促進に努めます。
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に向けて、県と連携してその推進を図ります。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
タイムカードの運用による実態把握と改善（全学校）	各学校	年次休暇、時間休暇取得率の向上
定時退校日の計画的な実施	各学校	
ノー部活デイの実施（週 2 日）	各学校	
自動音声によるメッセージ対応の運用	各学校	
部活動指導員の活用	各中学校	

学び続ける輝く人づくりをめざす社会教育の推進



1 生涯学習の推進

施策1

ライフステージに応じた学びと交流の推進

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、主体的に学ぶことができる生涯学習の機会の充実に努めます。

また、町民の学習成果をまちづくり・地域づくりに生かす環境づくりに努め、生涯学習を基盤とした町民参画を促進します。

※生涯学習：社会教育における学習（公民館が実施する講座等）

具体的方策

- 生涯学習関連の施設の充実
生涯学習活動の拠点となる地域交流センター「うみ・みらい館」をはじめとした生涯学習関連施設において町民のニーズに応じた管理運営を行い施設の有効活用を図ります。
- 生涯学習プログラムの整備と提供
町民の多様な学習ニーズの把握に努め、生涯学習関連講座などによる学習活動の場の充実に努めるとともに、広報誌や町ホームページなどによる情報提供についても充実に努めます。

- 指導者の育成と団体などの活動支援
様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努めます。
- 学習成果の活用
町民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・地域づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を発揮できる環境づくりに努めます。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
中央公民館講座内容の理解度	社会教育課	受講者へのアンケート「理解できた」80%以上
学習支援者登録の推進ための情報発信（広報誌及び町HPでの情報提供 年3回）	社会教育課	学習支援者登録者前年度増
学習支援者登録者向けの研修会の実施		

2 青少年の健全育成

施策2

家庭・地域・学校と関係機関・団体などが連携した、みんなで青少年を育む地域づくり

心豊かでたくましい青少年を育むため、家庭での教育はもちろんのこと、地域・学校と関係機関・団体が共通理解の上、一体となった取組を進めます。

具体的方策

- 青少年の体験活動などの充実
子どもたちに多様な体験活動や学習の場を提供することで、子どもの自主性・主体性・創造性の確立を図ります。
- 家庭・地域・学校と関係機関・団体などが連携した青少年健全育成
青少年の健全育成を図るため、家庭・地域・学校と関係機関・団体などが連携し、家庭や地域の教育力向上に努めるとともに、青少年関係団体の活動及び各種事業を支援し、自主的な活動が実践できる次代のリーダーの育成を推進します。
また、青少年をめぐる非行や犯罪被害の予防と抑止を図るため、有害環境の浄化活動などを促進します。

施策3

ふるさと・宇美町を愛する心を醸成する活動の推進

ふるさと・宇美町を深く知り、愛する心を醸成し、郷土に進んで貢献しようとする子どもたちを育てるため、様々な場面で郷土に対する理解と関心を深める活動を推進します。

具体的方策

○ ふるさと・宇美町を愛する心の醸成

まちの将来を担う子どもたちが、自分たちの暮らす地域を深く知り、郷土愛を育むことができるよう、地域コミュニティや世代間のふれあいを重視し、地域と連携して青少年の育成を図ります。

新成人で組織される実行委員会により企画・運営される成人式など、青少年期から成人に至るまでの過程を通じて、ふるさと・宇美町を再認識し、愛する心を醸成する活動を展開します。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
青少年の体験活動の場の提供による満足度、自主性の確立	社会教育課等	受講者アンケート「楽しかった」、「今後自分でもやってみたい」80%以上

3 スポーツ活動の推進

施策4

スポーツ活動を通じた生きがいづくりや健康増進のための環境づくり

全ての町民が生涯を通じて気軽にスポーツへ参加し、健康の増進や体力の向上が図れるよう、スポーツ活動の環境の充実に努めます。

また、スポーツを行う個人・団体が、安全かつ継続的にスポーツに親しむことができるための施設の適切な管理・運営に努めます。

具体的方策

○ 総合的なスポーツ活動の推進

国のスポーツ基本計画、県のスポーツ推進計画、町のスポーツ推進計画に基づいて、総合的なスポーツ活動を推進します。

○ スポーツを通じた健康づくりの推進

町民が気軽に参加できる各種スポーツ大会を関係団体と連携して実施し、スポーツへの参加意欲を高め、町民の健康づくりを推進します。

○ 社会体育及び学校施設の有効活用

既存の社会体育施設などについて、老朽化の状況や利用ニーズに即した維持管理を計画的に進めていくとともに、有効活用に努めます。また、ストック適正化についての研究を進めます。

○ スポーツ関係団体の支援

スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ「ふみの里スポーツクラブ」などの支援に努めるとともに、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を図ります。

また、町民やスポーツ団体などのニーズを踏まえ、各団体における質の高い指導者の養成を支援します。

○ スポーツ機会の充実

国、県などからの情報を収集し、子どもから高齢者、障がい者など、多くの町民がスポーツに親しむきっかけとなる事業の充実を図ります。

子どものスポーツ活動については、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどと連携して地域におけるスポーツ機会を充実させるとともに、学校における運動部活動の指導体制を拡充するため、外部指導者の活用を関係団体と連携して実施していきます。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
町民が気軽に参加できるスポーツ大会の実施と支援	スポーツ関係団体	参加者アンケートで初めて参加した人の割合 10%以上

4 芸術・文化活動の推進

施策5

芸術・文化活動を通じた生きがいづくり

芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実を通じて、町民の生きがいづくりを推進します。

また、町民主体の芸術・文化活動を支援するとともに、関係団体と連携して芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実に努めます。

具体的方策

○ 芸術・文化団体の活動促進

文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援に努め、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。

また、広域で行われる芸術・文化行事を通じ、各種芸術・文化団体の交流促進に努めます。

○ 芸術・文化の鑑賞発表機会の充実

町の特徴を生かした魅力ある芸術・文化活動を推進するため、「宇美町民文化のつどい」などの事業をはじめ多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
芸術文化関連イベントの実施・支援	宇美町文化協会	町民文化のつどい・体験事業等の事業参加者数 前年度増
資料館ギャラリーでの展示会開催	社会教育課	観覧者数 前年度増

5 文化財の保存と活用

施策6

文化財の保存と活用について、関係機関・団体、県、関連自治体などが連携して広域にわたる取組の推進

文化財の保護を推進し、保存・活用については、関係機関・団体、県、関連自治体などと連携し、広域にわたる取組を推進します。

また、文化財の調査研究に努め、成果を文化財保護活動に活かします。

さらに、文化財保護に関する普及啓発活動や展示などを通じて町民の学習機会を充実させるとともに、地域文化への理解を深め、意識の高揚を図ります。

具体的方策

○ 文化財の保存

指定文化財の適正な維持管理及び保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても適切な保護を行い、必要に応じた調査研究を実施します。

伝統民俗芸能などの無形文化財については、保存団体を支援し、積極的にその保存・伝承に努めます。

○ 文化財の活用

文化財の活用については、地域文化の理解を深めるため、学校や地域への文化財保護啓発活動や展示など文化財に対する教育普及活動を実施し、町民の意識高揚を図ります。

また、歴史民俗資料館を拠点に文化財の情報を効果的に発信するとともに、資料館施設をふれあいの場、交流の場として活用します。

指定文化財について、関係機関・団体、県、関連自治体などとの連携により活用を図り、町民交流の促進、観光振興の推進に役立てます。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
文化財保護啓発活動（出前講座・学校での授業等）の実施	社会教育課	受講者アンケート「楽しかった」、「また参加したい」80%以上

6 読書活動の推進

施策7

生涯にわたる読書活動の推進

町民の生涯学習活動を推進するため、人々の暮らしに役立ち、現代的な課題に対応した、そして地域の文化を創造する図書資料や情報の収集・提供に努め、「地域の情報拠点」を目指します。

また、町民やボランティアと共働してより一層の読書活動の推進を図ります。

具体的方策

- 生涯学習を推進する図書資料の整備
 市民の学習ニーズに即応した図書資料の新陳代謝を図るとともに、暮らしに密着した地域資料の整備、充実に努めます。
- レファレンスサービスの充実及び情報交流の場の提供
 「レファレンスサービス」や「課題解決サービス」の提供を促進するため、恒常的な職員のスキルアップを図ります。
 また、地域交流センター全体のスペースを有効に活用した「滞在型図書館」の実現や生涯学習関連事業との連携を通じ、市民相互の情報交流を目指します。
- 子ども読書活動の推進
 「第3次宇美町子ども読書活動推進計画」を策定し、町立図書館を核としながら学校（園）・家庭・地域などが連携した子どもの読書活動を推進します。
- 読書ボランティアなどと共働した読書活動の推進
 読書ボランティアの養成、活動支援を進めるとともに、図書館や学校、地域などで活動する読書ボランティアのネットワーク化を図り、共働した取組の実現を目指します。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
図書館おはなし会を実施する （月4回） 図書館職員おすすめの本の情報発信を行う。（年4回）	社会教育課	図書館の市民新規登録者数が前年度を超える。 （計算式：当該年度末の市民登録者数-前年度市民登録者数）
読み聞かせボランティア養成講座を実施する	社会教育課	受講生がボランティア活動に参加した割合50%以上 （計算式 アンケート調査により、受講後当該年度内に活動した人数/受講人数）
小学生読書リーダー・中学生読書サポータ養成講座を実施する	社会教育課	小学生は学校での読み聞かせ・中学生はビブリオバトルを実施することで、学校での一人当たりの平均貸出冊数の増加につなげる。 （計算式 貸出冊数/児童・生徒数）

7 人権尊重の推進

施策8

差別や偏見のない社会を築くための総合的な取組の推進

一人一人の人権が尊重され、人権の大切さを再認識するとともに、差別や偏見のない社会を築くための取組を総合的に進めます。

具体的方策

- 人権政策の総合的推進
「宇美町人権教育・啓発基本指針」に基づき、人権施策を総合的に推進します。
- 人権教育・啓発推進体制の充実
宇美町人権教育推進協議会をはじめ関係機関・団体と連携し、7月の「宇美町人権問題啓発強調月間」における人権問題啓発講演会や街頭啓発、各種月間の取組など、人権が尊重される教育及び啓発の推進体制の充実を図ります。
- 人権問題に関する相談体制の充実
人権擁護委員、関係団体などと連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護などの取組の充実を図ります。

指 標

取組指標	取組の主体	成果指標
人権教育推進協議会の構成団体での学習状況	社会教育課 人権教育推進協議会	団体内で学習している90%以上
宇美町人権問題啓発講演会の実施（1回）	社会教育課 人権教育推進協議会	参加者アンケートによる講演内容の理解度80%以上

子どもが健やかに成長できる子育て支援の推進

みんな宇美の子・地域の子、いきいき育つ未来の子、
宇美はみんなが育つ町

安心して子どもを
産み育てられる
環境づくり

多様な教育・保育事業の充実
地域子ども・子育て支援事業の充実
妊娠期からの子どもと保護者の健康支援

子どもの健やかな
成長を支える
環境づくり

障がい児施策の充実
子どもの最善の利益を守る環境づくり

子どもと子育て家庭を
見守り支える
地域づくり

子どもの居場所づくり
子育て支援の人材育成

1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

妊娠・出産期から親が安心して子育てに取り組めるように、保護者の心身の健康支援、子育て家庭への経済的支援、子どもの健やかな成長のための健康支援など、子育て支援を充実します。乳幼児期の子どもに対して、質の高い教育や保育事業を安定的かつ総合的に提供していきます。

子どもを育てることが、家族の愛情や絆を深め、親自身の新たな人間形成につながり、生きがいとなるよう啓発を推進します。また、男女がともに子育てに関われるよう男女共同参画社会の形成を進めるとともに、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスについて啓発を進めて、子どもの成長段階に応じた多様な働き方を選択できる環境づくりを目指します。

ひとり親家庭など個別の状況を配慮して、子育て家庭のセーフティネットとなる支援を進めていきます。

施策1

多様な教育・保育事業の充実

具体的方策

- 保育の質の向上
保育所保育指針や自己評価ガイドライン等に沿って、保育の質の向上のための取り組みを行います。保育に関わる情報等を積極的に発信するとともに、利用者のニーズを保育に反映するよう努めます。
- 保育事業の充実
保護者の就労等により保育が必要な、概ね 3 か月から就学前までの児童を保護者等に代わって保育します。待機児童解消と保育環境のさらなる充実を図るため、民間活力を活用した柔軟なサービス提供体制の整備や老朽化した園舎の建て替え及び定員の見直しを推進します。
- 病児保育事業の推進
疾病により、保育所等での集団生活が困難であり、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童（小学校 6 年生まで）を、医療機関に委託して預かることにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。近隣 3 町での共同実施を基本として実施し、今後、福岡都市圏内で病児保育の広域利用や利用料減免制度について検討していきます。

指 標

指 標	指標の概要	目標値
保育事業の充実	待機児童の解消	年度当初待機児童 0 人

施策2

地域子ども・子育て支援事業の充実

具体的方策

- 子育て支援センターの機能の充実
未就学児とその家族が気軽に集い、交流を図り、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供します。子育て情報の発信や育児力を高める保護者向けの講座の開催、子育て支援団体への支援、相談体制機能を充実していきます。
- 放課後児童クラブ（学童保育）の推進
保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校 1 年生から 6 年生までの児童を預かり、児童の健全育成を図ります。今後、施設の老朽化対策と児童一人当たりの専用面積 1.65 m²を確保できる安全で安心な放課後児童クラブの整備に努めます。また、長期休業日の臨時入所の対応等について検討していきます。
- ファミリー・サポート・センター事業の拡充
子育ての支援を受けたい人（おねがい会員）と、子育ての支援ができる人（まかせて会員）が会員登録し、相互支援活動（有料）を行います。母子健康手帳交付時の案内や「おねがい会員」から、「まかせて会員」へのステップアップの促進、緊急に支援を必要とする方への仮会員証の発行等、会員数、活動数の増加に向けた取組を強化します。

指 標

指 標	指標の概要	目標値
子育て支援センター機能の充実	利用者数（講座・サロン含む）	1 か所 7,500 人
放課後児童クラブの推進	実施クラブ数	11 クラブ
	入所者数	456 人
ファミリー・サポート・センターの拡充	講習会実施回数	5 回×2 期
	会員数	200 人
	活動回数	79 回

施策 3

妊娠期からの子どもと保護者の健康支援

具体的方策

- 乳幼児健康診査の充実
各健診を通して保護者に子どもの成長発達について適切な保健指導を行い、未受診児には訪問や相談等を通して健診の必要性を説明し受診率の向上を図ります。健診により疾病や障がいを早期に発見し、早期治療・早期療育に必要な機関へ適切につなぐことで、安心して子育てができるような体制を充実させます。
- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
生後 4 か月までの乳児(やむを得ない理由があれば生後 5 か月まで)がいる家庭を対象に、母子の状況に応じて保健師または看護師の全戸訪問による育児支援を行います。
- 未熟児養育医療対象児の母子訪問
未熟児養育医療対象児(出生体重 2000g 以下の乳児で成熟児の諸機能を得るに至っていない者であり医師が入院養育が必要と認める者)の保護者に対し、保健師が訪問し乳幼児の成長を一緒に確認しながら、必要な助言・指導を行います。
- 妊娠出産期の保健指導及び相談の充実
妊娠届出があったすべての妊婦に対して行ったアンケートをもとに適切な保健指導を行い、妊娠高血圧症候群等の予防及び妊産婦・胎児の将来の生活習慣病予防のための保健指導をします。また、電話による相談を随時受け付け、必要な場合には訪問を行うなど相談体制の充実に努めます。
- 乳幼児期の健康相談と指導の充実
はじめまして赤ちゃん健診・離乳食教室・栄養相談・乳幼児健康診査などの機会を活用し、生活習慣病予防のための保健指導を行います。さらに、乳幼児期の健康管理と食に関する学習の機会を提供します。
- 子育て世代包括支援センターの体制の充実
母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、各相談に応じて、関係機関と連携をとりながら、必要な情報提供や助言を行い、妊娠期から子育て期までの支援について、子育てのワンストップの拠点として、切れ目のない支援体制づくりの充実を図ります。

指標

指標	指標の概要	目標値
乳幼児健康診査の充実	各乳幼児健診受診率 ・4か月児健診 ・7か月児健診 ・1歳6か月児健診 ・3歳児健診 ・幼児健診での歯科検診 及びブラッシング指導、フッ素塗布の実施	4か月児健診 96.0% 7か月児健診 100% 1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 97.0%
未熟児養育医療対象児の母子訪問	必要な妊婦相談及び保健指導実施率	100%
妊娠出産期の保健指導及び相談の充実	必要な妊婦相談及び保健指導実施率	100%
	必要な妊婦への訪問実施率	100%
乳幼児期の健康相談と指導の充実	赤ちゃん健診参加率 (受診者数/対象者数)	75.0%

2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

すべての子どもが、いのちの輝きを放ち、健やかに育つよう健康づくり体制の構築、生きる力を育成する教育環境の整備を図ります。異世代交流や体験活動を重ねて、子どもの個性にあった力を伸ばし、次代の社会を担う一員として健全に育まれる生活環境を整えます。子どもの最善の利益を守る観点から、いじめや不登校、子どもの貧困対策など社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援体制を強化し、また、障がいのある子どもと家庭への支援の充実を図ります。

施策4

子どもの最善の利益を守る環境づくり

具体的方策

- 児童虐待の未然防止と関係機関の連携による取り組みの推進
 母子健康手帳交付時の保健指導・妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて育児相談の機会をつくり、継続的に支援することで、虐待の早期発見と未然防止に努めます。児童虐待に対しては要保護児童対策地域協議会を設置しており、関係機関との連携を強化して、迅速で適切な問題の解決を図ります。
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 妊娠期から養育支援が必要な保護者等に対して、保育士等の養育支援員が訪問、面談、電話等を通して、早期から寄り添いきめ細かで切れ目ない子育て支援を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報提供を行うことで、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図ります。
- 子ども家庭総合支援拠点事業
 子ども及び妊産婦等とその家庭を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務などを行う事業を推進します。

指 標

指 標	指標の概要	目標値
子ども家庭総合支援拠点	設置数	1 か所

施策5
障がい児施策の充実

具体的方策

- こども療育センター事業の推進
発達訓練・療育訓練の実施により適切な時期に適切な療育を実施します。また、乳幼児健診などから発達支援の必要な子どもに対して、早期の相談及び療育へつなげる体制を整えます。
- 障がい児保育の充実
こども療育センター「すくすく」と連携して障がいの程度や一人ひとりに応じた支援体制の充実に努めます。また保育士等への職員研修の充実に努め、障がいに対する理解を深めます。保育所だけでなく、幼稚園との連携強化を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	目標値
障がい児保育の充実	研修の実施回数	3 回／年
	「すくすく」巡回園数	9 か所

3 子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくり

校区コミュニティなどの地域全体で子どもと子育て家庭を支えていくために、住民が主体的に子どもの育ちを支えるまちづくりの推進に努めます。地域における子育て支援のネットワークを充実し、社会資源としての人材を育成していきます。子連れで安心して外出できるまちづくりを推進するとともに、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止に取り組み、子どもを育てやすい生活環境づくりの推進に努めます。

施策6
子育て支援の人材育成

具体的方策

- 子育て支援ボランティアの育成
町の子育て支援団体と共働してサポーター養成講座を開催し、サークル活動の育成や地域の子育てを支援する人材の育成を進めます。
また、受講者が、子育て支援事業に携わる人として定着するよう働きかけます。

○ 子育て支援情報の発信

子育てに関する情報を掲載した子育てハンドブックを改訂して、母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問時、未就学児童がいる転入世帯に配布します。また、広報やホームページ、インターネット（SNS など含む）を利用して、子育てに関する情報を積極的に提供します。

○ 子育て支援関係者の情報共有の場の提供

教育・保育施設、子育て支援団体、小学校、中学校などの子どもや子育て支援関係者の情報共有・情報交換の機会を提供します。

指 標

指 標	指標の概要	目標値
子育てボランティアの育成	サポーター養成講座の開催回数	1回／3年

施策7

子どもの居場所づくり

具体的方策

○ 親子や子どもが安心して集える居場所づくりの検討

天候に関わらず、親子が、また子どもたちが気軽に集まれるような居場所・遊び場として関係課と協議し、様々な公的施設の開放を検討します。また、小学校区コミュニティ運営協議会、自治会など様々な団体と行政が連携しながら、地域の子どもたちの居場所づくりを検討します。